

岐阜県における青年団の再編・組織化と衰退 —戦後初期から昭和40年代までの青年団—

益川浩一¹⁾

¹⁾岐阜大学地域協学センター

要旨

本研究は、戦後、地域組織・年齢集団の中心である青年団の再編・組織化がどのように進み、活動を展開していったのか、岐阜県内を事例として、およそ昭和40年代までの動きについて概観した。とくに、昭和30年代後半から40年代初頭にかけて、各種のボランティア・アソシエーション（自発的結社）型の青年団体の組織化が進む中、地縁型の青年団体としての青年団が衰退し、その地位を低下させていった実態が明らかとなった。

キーワード

青年団、岐阜県、社会教育、地域組織・年齢集団、ボランティア・アソシエーション

1. 問題意識

戦前・戦中において、日本の社会教育は、内務省による地方改良運動・自治民育¹⁾を内実とし、青年団といった教化団体による青年教育が中心であった。したがって、戦後初期にかけての日本の社会教育においては、学習の場としての施設の設置がなかなか進まず、施設を設置することに代わって、地域共同体としての「ムラ」の強固な基盤の上に存立していた青年団を中心とする地域組織・年齢集団を、社会教育の学習を組織化する手段として最大限利用しようとしたといわれる。現在の施設中心主義と対極的な団体中心主義の論理が強く働いていた。このことからもうかがえるように、戦後の社会教育においても、そこへの参加・所属に個人の自発性や自主性・能動性が働きにくい、その意味でそこへの参加・所属に強制性が働いている青年団を中心とするぐるみ・網羅的な地域組織・年齢集団に、学習を組織化していく上でこれまで以上に大きな役割を果たすことが期待されていたとしても何ら不思議はない。

本稿では、戦後、こうした地域組織・年齢集団の中心である青年団の再編・組織化がどのように進み、活動を展開していったのか、筆者の管見に入った史料に基づいて、岐阜県内を事例として、およそ昭和40年代（高度経済成長期）までの動きについて概観することとする。青年団とは、市町村等一定範囲を単位に、職業、趣味、思想信条、宗教等の違いを超えて組織されたぐるみ・網羅的な青年の地域組織・年齢集団であり、社会教育関係団体である。年齢層は20歳代から30歳代を中心として、学生も含むが多くは働く青年男女によって構成されており、学習活動、スポーツ・文化活動、レクリエーション活動、政治活動等多様な地域活動を展開している。

ところで、青年団の国（及び国レベルの連合団体）レベルの歴史については、『青少年団体史』（1969年・中央青少年団体協議会）、『日青協の30年 運動の見解と態度』（1982年・日本青年団協議会）等において纏められている。しかしながら、それらは、各年度の国レベルの施策動向や行事等を記録しておくという性格が強く、地域の青年団の活動や組織の歴史の変遷、地域・自治体との関係等には、ほとんど触れられていないと評されている。また、戦後の青年団に関する事例は、北河賢三『戦後の出発—文化運動・青年団・戦争未亡人』（青木書店、2000年）等で東北の農村について一部取り上げられているものの、昭和30年代以降の時期にまで言及された研究は、高木重治「戦後地域青年団の活動にみる青年団機能の変化」（『早稲田大学教育・総合科学学術院 学術研究（人文科学・社会科学編）』第65号、2017年）を除いて皆無に等しい。

改めて述べるならば、本稿は、こうした先行研究の到達点と課題を踏まえ、戦後青年団の活動を国レベルではなく、地域・自治体レベルの動向から描き出すこととする。具体的には、筆者の管見に入った史料に基づいて、岐阜県内を事例として、地域の青年団の様相を示し、その変容過程を明らかにすることとする。対象とする時期は、戦後の青年団結成・再編時期から高度経済成長期にあたる昭和40年代までとする。

2. 青年団の再編・組織化の進展と活動の模索

2.1 青年団組織の再編

戦場や外地さらには動員先の工場等から多くの青年が故郷に帰り、それぞれの地域社会にはわかたにぎわいを取り戻すことになったものの、そこで青年をとらえたものは虚脱感とともに解放感であった。その解放感は、文部省一都道府県内務部長一市町村長の地方行政ルートによって各地域に下達された文部次官通牒「青少年団体ノ設置並ニ育成ニ関スル件」（昭和20年9月25日）に添付された「青少年団体設置要領」によって方向性を与えられ、青年団の再結成と活動の活発化をもたらすことになった。岐阜県においても、新生青年団の再編成と郡市連合団の組織化が20年から21年にかけて急速に進み、活発な活動が展開された。

21年1月15日の日付をもつ恵那郡蛭川村（現中津川市）の「蛭川村青年団規約」は、文部省が示した「青少年団体設置要領」に沿って定められたものと思われる。本規約はその第二条で、「本団ハ団員共励切磋相互ノ親睦ヲ図リ正シキ世界観、人生観ノ把握ニカメ共存共榮ノ実ヲ挙ゲ法ニ遵ヒ、自立自營事ニ処スルノ良学ヲ養ヒ道義ノ昂揚ニカメ敏速正確ニ且能率的ニ責務ヲ遂行シ（女子は婦徳ヲ涵養シ）合セテ自治ノ進行ニ寄与シ平和郷土並ビニ新日本建設ニ邁進スルヲ以テ目的トス」と目的を定めていることから、そのことはうかがえる。各単位青年団はこうした新規約を制定して組織の再結成を図っていったものと思われる²⁾。

ただし、戦前・戦中に結成された町村段階の青年団・女子青年団が全く解体されたわけではなかったことが、吉城郡阿曾布村（神岡町を経て現飛騨市）野首地区青年団「励友会」の20年8月27日から1年間の活動の記録からうかがえる³⁾。当時の「励友会」は創立30周年記念事業の企画・準備に追われており、10月2日の開催に向けて活動を進めていた。「創立三〇周年記念祝賀慰安会」開催後も「常会」を開くほか、「年末総会」「年始総会」「男子部共同事業」「時局講演会」を行い、「励友会」としての活動を継続している。21年1月27日の「建設常会」で、「『常会ノ誓』ハ戦時中ノモノニテ新時局下ニ相応シイ所ノ『常会ノ誓』ヲ会員自ラノカニテ作ルベク必要有トノ投書ニ依リ全会員ヨリ募集ノ上第三者ノ選定ニ依リ決定ト定ム」との決議がなされ、また、「女子代表タル副会長」が必要であるという投書から「副会長一名ヲ二名ト改正スベク決ス」という決議が3月17日の「建設常会」でなされており、時局の推移にともなう手直しが加えられながらも、終戦後の1年間5、6、7月の農繁期休みをはさみながら活動は続いていたのである。「常会」ごとに唱和される「常会ノ誓」の一部改正、あるいは「年始総会」で「定例常会」を「新時局対応ノ為建設常会ト改称シ毎月七日、十七日、二十七日開催新日本建設ニ邁進ト決ス」と決議されたように、戦後の新時代に適応する動きを示しながらも、戦前からの「励友会」の組織は存続し続けたのである。阿曾布村野首地区青年団「励友会」のような形を含め、町村段階で単位青年団の再編は進み、23年度版『岐阜県の教育』で報告されているように、「戦後第一年で県下全町村にわたって結成」されるに至る⁴⁾。郡市段階での青年団組織の結成も進み、21年10月8日の不破郡連合青年団と武儀郡連合青年団結成を皮切りに、22年9月8日の大垣市連合青年団の結成まで、連合青年団、連合青年会、青年連盟の名称をもった郡市段階の青年団組織が、当時の18郡4市すべてに結成された。そして、こうした単位青年団と郡市青年団組織の結成進展を背景に、県段階の青年団組織結成への気運が高まっていく⁵⁾。

2.2 岐阜県青年連絡協議会の結成

22年1月11日に加茂農林学校で開催された「第一回県下青年幹部座談会」で「県連結成することに意見一致し」、さらに同年3月1日の養老での「第二回県下青年幹部座談会」で「県青年団連合会を結成することに意見一致し、直ちに規約起草委員を選び、5月3日岐阜市公民館で結成大会開催の決議」がなされる。ところが、4月14日県議会議事堂で行われた岐阜軍政部教育課担当官と郡市青年幹部代表との「討論」の際に担当官の「指導」がなされ、4月26日の規約起草委員会において、「先に連合体のあり方について指導した担当官の考え方を検討した結果、県連合体結成はなお再検討を要するとの結論に達し、予定した5月3日の結成大会を中止する」ことが決められる。そして、7月1日に下呂で開催された「第三回県下青年幹部座談会」での「慎重討議」の結果、「岐阜県青年連絡協議会」（県青協）として県段階の青年団組織を結成することとなった。直ちに「初代会長に養老郡青年連盟会長後藤功が選出」され、「岐阜県青年連絡協議会」が発足したという⁶⁾。

県段階の青年団組織の結成について、岐阜県は37番目であり、連合青年団ではなく連絡協議会として結成されたのは3番目であったという。この連絡協議会として発足することについては「第三回県下青年幹部座談会」の場において討議され、一、県連は、あくまで単位団の発展を促進する連絡協議機関である。二、県連には執行部を設けず、単位団の活動を拘束しない。三、町村、郡市のみで解決できないものに限って県連で協議し、連絡提携の役割を持つ。といった点が確認されたという。こうした連絡協議会としてのあり方は、「弱体であり、県全体の団結を欠くとして、各方面から批判された」が、「ひとり軍政部からは民主団体の模範的組織として賞賛された」とされている⁷⁾。以降27年4月26日の県青協定例会議で「書記、事務局長に昇格」が議題とされ、同年8月15日の県青協定例会議での「県青協規約改正および議事細則設定」によって、「当初の連絡協議会は連合体へ脱皮しはじめ」、さらに翌28年8月8日の県青協定例会議で、「県青協規約改正」の件として「岐阜県青年連絡協議会を岐阜県青年団協議会とする」ことと「書記、会計を役員とする」ことが議題とされるという一連の動きを経て、30年5月4、5日に「第一回岐阜県青年団協議会大会」が開催され、「岐阜県青年団協議会」への組織変更が実現するまで、岐阜県の県段階の青年団組織は「岐阜県青年連絡協議会」として活動することになった⁸⁾。

2.3 民主的団体としての青年団

22年1月11日の「第一回県下青年幹部座談会」での「意見一致」から6ヶ月後の7月1日、ようやく「岐阜県青年連絡協議会」が発足することになるが、県連合青年団としてではなく県青年連絡協議会として発足するに至った過程には、岐阜軍政部教育課担当官の「指導」が働いていた。それはどのようなものであったのだろうか。21年11月から発刊された青年運動・文化運動に関する記事が収載された新聞『岐阜青年新報』第12号（22年5月1日刊）は、4月14日の軍政部担当官と青年たちの討論について、以下のように報じている⁹⁾。

「各種団体を結成するにあたり規約起草委員を選挙によって任命し、規約を慎重に研究していることは民主的で各団体ともかくあるべきであるが、残念ながら任命された委員の任務遂行は万全を期していないのは遺憾である、然し来る五月三日までの結成大会までにはまだ期日があるのだからそれまでにじゅうぶん検討して準備を進められ、当日までには民主的な良い草案を作ってください、と述べられたのに対し起草委員よりわれわれの今日まで作った草案は民間情報教育局発行の民主的団体のあり方とくらべて相違していたのでこれかよく研究し再作成すると応答があった。」

これによると、青年団側の規約起草委員が作成した「規約」に軍政部担当官が難色を示し、これに対して青年団側の起草委員が、C I & E (GHQ/SCAP CI&E: 連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局)が発行した「民主的団体」のあり方を解説したパンフレットの内容と相違した点があることを認め、再作成することを約束したというのである。このC I & E発行のパンフレットについては、『岐阜青年新報』が22年3月1日刊の第8号から同年5月15日刊の第13号までの6回にわたり掲載した「民主主義講座 民主的団体の在り方 連合国軍総司令部民間情報教育局」と題する記事の中で紹介している。この連載記事はその冒頭で、次のように記している¹⁰⁾。

「連合国軍総司令部民間情報教育局の編纂による『民主的団体』というパンフレットの写しであるがこのパンフレットは去る二月一七日婦人教育のため来岐された連合国軍総司令部民間情報教育局婦人課員より握手とともに手交されたもので(略)」。

C I & Eの「民主的団体」と題するパンフレットは、団体結成の手続き、会則の作成の仕方、役員・委員会の任務と責任、会員の権限と義務、総会・各種会議の進行法、役員の選出方法など、団体の構成と運営について詳細に説明したものであった。しかも、その団体とは「共通の利害と目的を持った一団の人々が単独では達成できない目的を協力して達成する」ものとされ、いわゆるボランティア・アソシエーション(自発的結社)を意味していた。アメリカ社会に根づいて活発に活動する各種のクラブが、「民主的団体」のモデルであったのである¹¹⁾。性や年齢といった一定の属性をもった人びとを地縁に基づきぐるみ・網羅的に組織化する地域組織・年齢集団が根強い日本の社会に、「共通の利害と目的」をもった人びとが自発的に結集してそれを達成しようとするボランティア・アソシエーション(自発的結社)の組織原理を対置し、日本における各種の団体の構成と運営の見直しを迫るものとして、この「民主的団体」と題するパンフレットはあったのだといえよう。

20年9月25日の「青少年団体設置要領」においても、新たに設置される「青少年団体」が「青少年ノ自発活動、共励切磋ニ依リ運営」されるべきことが強調されていたが、現実に結成された青年団はぐるみ・網羅的に組織される色彩が濃かった。また、「全国一体的且統一的組織」を設置するものではないとされながらも、単位青年団の結成から郡市連合体の結成、さらには県そして国の段階の連合体の結成に向かおうとする青年団の現実の動きは、「全国一体的且統一的組織」実現に向けた動きという一面をもっていた。そのことが岐阜軍政部担当官の「指導」を誘発し、県連合青年団としてではなく県青年連絡協議会として発足することにつながっていったのだといえよう。22年4月分の岐阜軍政部活動報告に、次のような記述がある¹²⁾。

「四月一四日に、県内すべての青年団体が県段階での組織化のための一日集会を開催した。民間情報教育担当官は、出席して演説し、団体の質問に答えた。『民主的団体』というパンフレットが配布され、それは県青年連盟を形成する指針として使われるであろう。」

「民主的団体」として青年団を組織化しようとする軍政部のこうした意向は、次に述べる23年4月に設定されることが決められた「研究青年団」のあり方にも大きく影響することになった。

2.4 「研究青年団」の設定とその活動

22年12月18日に岐阜市の公民館で行われたC I & E担当官の「青年団に期待する」の講演要旨、また青年団にグループ制の導入を勧めたその講演をふまえ、「個々の単位団の向上発展」を訴えた本巣郡連合青年団長の投稿が、当時岐阜県社会教育協会が発行していた月刊新聞『岐阜県の社会教育』第5号に掲載されるなど、青年団活動を見直そうとする動きが高まりつつあった¹³⁾。そして、23年4月17日に開催された岐阜県青年連絡協議会の定例会議において、「組織の崩壊を防ぐため、グループを育成すること（中略）五月末までに産業、社会、体育、家政の部の中にグループを設けること」が決議される¹⁴⁾。その後、5月17日に愛知県で開かれた「東海北陸軍政部主催青少年団体指導者講習会」における講演講師のぐるみ・網羅的青年団を批判し、グループ活動が望ましいとの「提言」¹⁵⁾、また岐阜軍政部教育課補佐官の「地域青年団組織がグループ制をとるよう」にとする「指示」¹⁶⁾、さらに翌18日の岐阜軍政部における「グループ制を主張」する軍政部補佐官と県教育部社会教育課青少年教育担当者との議論を経て、「郡市内の一团を指定し、青年たちに研究させる」「研究青年団」を発足させることが決められる¹⁷⁾。こうして、4月17日の県青年連絡協議会の「グループを育成する」との決議は、研究青年団の活動として本格的に動き出すことになる¹⁸⁾。

研究青年団の設定については、県青年連絡協議会の決議が各郡市で単位青年団に伝達され、単位青年団からの自主的な申し出によって37団が決められた。そして、23年6月7日に岐阜市で開催された研究青年団運営協議会で、「地域性に立脚したグループ活動を郷土の実情に即して実施する」研究青年団の運営の方向が決められた。そこでは、「希望により趣味を同じうする者、二〇人くらいの少数グループの育成をすること」「グループは委員制を採り、企画運営の自由をもってグループ員の自立を図ること」「土地の事情に即した特色あるグループの育成を図ること」「グループ活動は深く本質的に掘り下げて、直ちに青年の身に付く活動となすべきであり、間口よりも奥行きを深く、幅よりも厚さに重きを置き、青年の個性を充分伸ばすような真面目さを持つこと」などが留意されるべきだとされた。37の研究青年団で活動したグループの数は延べ310に及び、文化面、産業面、家政面、体育面、社会面（討論、理髪等）など多彩な活動が展開された¹⁹⁾。

また、23年7月3日の岐阜市加納研究青年団の発表を皮切りに、翌24年8月まで、「県下の三五研究青年団はその成果を発表」したという。その発表には岐阜軍政部補佐官がたびたび出席し、激励したという。23年7月3日の岐阜市加納、7月30日の養老郡一之瀬村（上石津町を経て現大垣市）、8月3日の岐阜市長良、8月31日の安八郡名森村（現安八町）、11月10日の吉城郡河合村（現飛騨市）角川と小鷹利村（古川町を経て現飛騨市）、24年8月15日の稲葉郡黒野村（現岐阜市）、そして8月16日の羽島郡中屋村（現各務原市）敬格研究青年団の発表に、軍政部補佐官が参加したという（なお、補佐官の岐阜軍政部在任は24年5月までであり、8月15、16日の発表への出席の事情は不明である）²⁰⁾。グループ活動を取り入れ、青年団組織の民主団体化を図ろうとした研究青年団の動向に、岐阜軍政部が強い期待をもっていたことがうかがえる。

なお、研究青年団として活動した単位青年団については、不明な点が多い。24年4月に県教育委員会が発行した「青少年教育指導者資料 昭和二三年度 岐阜県研究青年団の実態」は、前述し

たように、23年4月17日の青年連絡協議会の決議を受けて、その後「自ら実験団たらんと申出るもの県下に三十七団になり」としている²¹⁾。昭和24年度版『岐阜県の教育』も、「真に民主的な青年団体を育成するため、軍政部後援により、『地域の上に立つ同好グループ活動』の研究青年団三十七単位団が県下に自主的に設定された」としている。ところが、25年度版『岐阜県の教育』では、「県下四市十八郡の郡市当て一ヶ所以上実験青年団として、自主的に研究青年団を設定し、月一回以上郡市内幹部の参集を得て研究討議を成し、適時運営の実態を県下に発表することにより、正しき在り方の研究の機会をもった。」という研究青年団について、「研究青年団として活動した団名」としては30の団名を挙げるにとどまっている。研究青年団として活動することを「申出」たものの、「月一回以上郡市内幹部の参集を得て研究討議を成」す負担に耐えられず、活動を停止した単位団があったものと思われる²²⁾。他方、県教育部社会教育課青少年教育担当者の記録では、23年6月5日の時点で「研究青年団三十五団、最終決定」とされ、月刊新聞『岐阜県の社会教育』に依拠してその35団が挙げられている²³⁾。しかし、その35団と25年度版『岐阜県の教育』の30団を比べると、『岐阜県の教育』で新たに挙げられた団名がある（武儀郡大矢田村、養老郡広幡村、恵那郡苗木町、大野郡久々野村）。つまり、新たに挙げられたそれらの単位青年団は、23年6月5日以降に研究青年団として活動を開始したものと推測される。研究青年団としての活動を停止したり、逆に新たに活動を開始するものがあるなど、研究青年団には相当の出入りがあったと思われる。研究青年団はあくまでも単位青年団からの自主的な「申出」によって活動したのであり、それだけに流動的な要素を多く含んでいたのだといえよう。

2.5 青年団活動の危機

こうした研究青年団が設立された背後には、単位青年団の再結成から県青年連絡協議会の結成まで、組織面では急速に体制を整えたものの、その活動の内実については行き詰まりが目立ち始めていたという事情があった。23年度版『岐阜県の教育』は、活動参加者の少なさ、経費面での悩みなどを指摘した上で、「その運動はとかく一部の幹部のみに限られ、末端の団員の意思から遊離しようとする情勢」にあり、「地域青年団崩壊の岐路に立つに至った」としている²⁴⁾。戦後の混乱した社会状況に置かれた青年をとらえた解放感、新たな社会・国家の担い手としての役割を自覚させる方向に青年を向かわせるとともに、ヤクザ芝居やマドロス踊りといった素人演芸、祭りに奉納される各種芸能や盆踊り、あるいは相撲・陸上競技・野球といったスポーツ活動に青年を向かわせていった。青年団はそうした活動の場として、青年を強くとらえることになったのである。青年団が開催する弁論・雄弁大会や文化祭、陸上競技大会・野球大会・体育大会は青年を熱狂させ、また単位青年団や分団の産業・文化・社会・家政・体育等の各部における研究会・競技会の活動、各地域の祭礼に奉納する芸能の練習や盆踊りの準備、活動経費捻出のための各種共同事業、そして演芸会・慰安会や定例の例会といった日常的な活動は、青年を引きつけることができたのである。しかし、高揚した解放感が戦後の厳しい生産・生活状況の中で次第に冷めていくとともに、青年団の活動も低迷していく。

23年4月の県青年連絡協議会のグループ活動導入の決議から始まった研究青年団設立の動きは、青年団組織を民主団体として再編しようとする軍政部からの働きかけとともに、停滞し始めた活動を単位青年団の段階から活性化しようとする青年団自身の意向によって生じたものであった。しかし、24年7月1日の「研究青年団代表者会議」の場で、「県教育長から表彰状が渡され」、同年8月の発表により単位研究青年団の発表が一巡した頃からは、研究青年団の設定により活動を活性化しようとする動きがみられなくなる²⁵⁾。そこには、24年7月の軍政部から民事部への呼称の変更、同年11月の民事部の実質的廃止が影響していたとも思われる。研究青年団の設定に岐阜軍政部は強い期待をもっていたのであり、軍政部機構の変化は研究青年団の動向に何らかの影響を与えたと推測できる。26年度版『岐阜県の教育』からは、研究青年団についての言及が見られなくなり、社会教育行政の側の青少年教育や民主団体・社会教育団体育成の重点も、研究青年団から移ったのである²⁶⁾。24年7月23日に開催された県青年連絡協議会の定例会議で「研究青年団の今後の活動」が議題として取り上げられたものの、その後は同年10月29日の定例会議で「青年学級の開設提案の検討」が議題に取り上げられたように、青年学級の開設さらにはその法制化に力点が置かれるようになり、社会教育行政の側でも26年度版『岐阜県の教育』の「青少年教育の力点」の項で「青年学級開設要項」が取り上げられ青年学級開設に重点が移っている。23年度版『岐阜県の教育』

で、382単位団、会員約10万人と報告された青年団は、27年度版で「町村青年団」約350、会員約13万人とされており、会員数の点で組織の拡大は続いていた。しかし、その活動の内実については早い時期から問題をかかえており、研究青年団の設定さらには青年学級の開設による青年団の活性化が23年から24年の時期にすでに模索されていたのである。

3. 青年団組織の停滞・混迷と活動の転換

3.1 青年団活動の問題・課題

既述のように昭和23年度版の『岐阜県の教育』で「地域青年団崩壊の岐路」といわれたように、岐阜県の青年団は戦後の早い時期から活動の停滞の局面を迎えていた²⁷⁾。青年団組織に関しては、単位青年団の再結成、郡市段階の連合体の結成、さらには22年7月1日「岐阜県青年連絡協議会」の結成へと着実に歩みながらも、その活動の内実については多くの課題に直面していたのである。そうした課題を解決し、活動の停滞から脱すべく、社会教育行政と協調しながら、研究青年団の設定や青年学級の開設を通じて、青年団はその活動を活性化しようとしてきた。また、『岐阜県の教育』²⁸⁾によれば、26年度に「青少年団体指導者講習会」、27年度には「青年団体指導者講習会」「女子青年指導者講習会」、28、29年度には「青年団体運営研究集会」「青年団女子活動研究会」が開催されるなど、県教委はこの時期から青年団指導者の養成に努めており、指導者養成を通じて青年団の活動の活発化を図ろうとする社会教育行政の側からの働きかけも定着する。しかし、そうした青年団自身の努力と社会教育行政からの働きかけにもかかわらず、青年団活動の問題・課題を指摘する声が30年前後から多く聞かれるようになる。

29年11月に発行された『岐阜県教育委員会月報 第六八号 社会教育特集』の「三つの団体と成人教育」と題する記事で、青年団の課題が指摘されている²⁹⁾。そこでは、青年団の組織、財政、活動内容の3点が課題として挙げられている。組織に関しては、郡市段階の連合体について、「郡市連の行事が多すぎる」「形式的な年中行事が多い」「行事の為の郡市連ではなく、単位団相互の悩みや活動状況を語り合う機会を多くもちたい」とする声が多い。また、県青年連絡協議会についても、「単位団との連絡不十分」「単位団の主体性を損なわない程度の行事をすること」「幹部の社交機関にならないよう」とする意見がある。郡市や県のレベルで開催される行事が多すぎて、単位青年団の日常的な活動が圧迫されているとして、郡市や県レベルの組織の存在が問われているというのである。その点とも関連して、青年団の活動内容については、「体育だけでなく、文化、教養及び指導者養成の活動に重点を置いて欲しい」との意見が、郡市連合体にあるという。県青年連絡協議会に対しても、「単位団の声に立脚した県青協であること」「むやみに政治面に色気を見せず、正しい青年団活動をすること」という声があるという。青年団の組織や活動内容については、郡市や県レベルの組織と「単位団や団員との間にギャップ」が生まれているというのである。そしてこうした課題を解決するためには、もう一度単位青年団活動を見直す必要があるとして、「単位団が真に同志的な団体となること、青年がお互いの生活の悩みや苦しみに足をふみしめて、語り合い、共同して解決の為の活動を進めていくこと」が必要だとしている。

他方、青年団の財政については、団員の平均団費年額122円、単位団の平均年間予算額6万6千円という数字を挙げ、そうした困難な条件の下で「単位団の財政は、団費のみによるもの、または事業収入のみによって支えられているものは極めて少なく、ほとんどの単位団体が町村の助成金に依存していることがうかがわれ」る現状にあるという。23年7月の文部省社会教育局長通牒「地方における社会教育団体の組織について」によって、社会教育団体に対する官公庁のノーサポート・ノーコントロールの原則が示され、さらに24年6月に公布された社会教育法第13条によって、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない」とされていたが、青年団と町村が共催する協議会等の公共的会合の費用を支出するといった形で町村の助成が行われていたものと思われる。単位青年団の財政的困難と助成金依存の傾向に対し、この記事では、町村教育委員会に対し「単に財政的援助のみでなく、正しい自主性、民主的団体活動への適切な助言と指導」を望むとともに、青年団に対し「青年団の本質、性格との対比において財政問題を検討」すること、とりわけ「民主的な団体としての基本的態度である会の費用は会員の手で」という基本原則を確認することを求めている。

また、31年度版『社会教育計画 岐阜県教育委員会』では、青年団の問題点が次のように指摘されていた³⁰⁾。1. 活動目標が明確に認識されていない。2. 活動内容が惰性的な行事の羅列に

終わっている。（地域社会の青年の生活実態の把握が不足しているため、画一的な行事が行われやすい）。3. 指導者養成が計画的に行われていないために、役員更新の度に活動が足ぶみ状態になる。4. 団活動の基礎となる学習活動が積極的に行われていない。5. 民主団体として運営技術が未熟であるために、会合が形式化し、会員相互の仲間意識が生まれにくい。6. 年齢差、職業差、家族構成の位置づけにより、参加団員が限定されやすい。7. 自主性・主体性を強く叫んでいるが、実質的には財政的に他に依存する傾向から脱皮しきれない状態にある。8. 成人層の青年団に対する正しい認識が乏しい。

以上のような青年団の問題点をふまえ、県教委は31年度の「社会教育の努力目標」の一つとして「青少年教育の質的向上を図る。（青少年教育の革新）」を挙げている³¹⁾。

3.2 青年団の組織・活動の活性化に向けた動き

社会教育行政の側のこうした青年団の問題・課題の指摘や提言・働きかけを待つまでもなく、青年団自身も組織と活動の活性化に動き出していた。22年7月以来の「岐阜県青年連絡協議会」の名称を「岐阜県青年団協議会」に変更し、30年5月4、5日に「第一回岐阜県青年団協議会大会」が開催されたが、その青年団協議会は「昭和三十年運動方針案」の中で、青年団組織の現状を次のように述べている³²⁾。

「今日の青年団の実態をかえり見る時、（中略）唯単なる社交的な年間行事の空転に終わり、団員の興味を失いつつあるばかりか、まじめな行事を計画しても、出席するものが少なく日まじりに団員の数は減少の一途をたどりつつある。」

また、青年団員について「義理とおつきあいで集まっている」と述べ、青年団組織の古い体質を反省する必要があるとして次のようにいう³³⁾。

「地域社会の中に根強く残っている、封建的なものの中でそれらに対決して、これを改善していくべき青年団は相変わらず前近代的組織のままに放置され、いたずらに地域社会の古さを温存せしめることに役立つ面が多いことを反省しなければならない。」

さらに、財政面については、「財政は極度に困窮しているばかりか、役所や大人への依存的傾向が強く主体性確立にはほど遠い観がある」としている³⁴⁾。

このような現状認識から、30年度の運動方針について次のように述べている³⁵⁾。

「かかる現状下に於いて青年たちがまじめに生きて行ける様な明るい社会をつくらねばならない。自由に話し合える機会が必要であると共に、青年たちの生活と生産につらなる学習活動を推進して行く（中略）それがためには組織の強化と主体性の確立をいそぎ、平和と民主郷土を我等の手で造り上げることを運動方針とし（略）。」

青年の生産・生活にかかわる学習を中心とした活動を進めて「組織の強化」を図るとともに、財政面での自立による「主体性の確立」を運動方針の柱として打ち出したのである。

『社会教育十年の歩み』（昭和34年11月 岐阜県教育委員会）によれば、県青年団協議会が打ち出した「主体性の確立」というこの方針は、単位青年団の活動の見直し、とりわけ単位団の分団や班として位置づけられてきた「部落団活動」の見直しという方針につながっていったという。この点について『社会教育十年の歩み』は、次のように述べている³⁶⁾。

「真に主体性を確立するには個々の単位団の活動が“自主的で、しかも個々の青年の生活を高めることができるものにならなければならない”ということから、共同学習の推進と共に、従来閑視されていた〈部落団活動の再検討〉が必要となった。三十年以降の集会では、この問題が取り上げられるようになり、部落団の実態が検討され、これを活動単位として重視するようになった。」

長野県境に接する大野郡高根村（現高山市）においては³⁷⁾、各集落間に距離があり、交通事情も悪かったことから、集落あるいは小学校（分校）の校下毎に青年団活動が行われることが比較的多かったという。第1分団（中宿校下）9人、中央分団（上ヶ洞校下）29人、第2分団（阿多野郷校下）7人、第3分団（野麦校下）5人、第4分団（日和田校下）10人の5つの分団が、それぞれ弁論大会と卓球大会を開くとともに、各団ごとに青年学級・産業研究会・4Hクラブ・研究会を適宜開き、学習活動を進めていた。さらに、「出稼ぎ者多く運営困難」という分団もあったものの、「雪中道づくり」や「学校薪切り作業」、「学校林の下刈り作業」といった集落や学校への奉仕作業も行われていた。このような高根村の例からも、山間地が広がる岐阜県においては、青年団の

日常的な活動の担い手が分団・部落団である場合は多かったものと思われる。単位青年団の段階から活動を見直し、組織の強化と主体性の確立を図ろうとする県青年団協議会の方針は、「部落団活動の再検討」という方針につながらざるをえなかったといえよう。県青年団協議会の30年度運動方針案の中で指摘されていた団員をぐるみ・網羅的に組織化しようとする青年団の「近代的組織」という問題からすれば、「部落団活動の再検討」という方針は矛盾をはらむ可能性があったものの、団員の減少に対する強い危機感からそうした方針を打ち出さざるをえなかったのだともいえよう。

3.3 青年団組織の停滞・混迷

青年団活動の問題・課題を指摘する声が30年前後から多く聞かれるようになり、また県青年団協議会が30年5月の第1回大会で組織の強化と主体性の確立という運動方針を打ち出したことは先述したが、それらの背後には、県青年団協議会が30年度運動方針の中で認めていたような、団員数の急激な減少という深刻な問題があった。27年度版『岐阜県の教育』で、「町村青年団」約350、会員約13万人と報告されていたものが、30年度版では、団体数290団体、会員4万5千名と報告されている³⁸⁾。この頃進みつつあった町村合併の影響もあり、単位団体数の比較はあまり意味がないが、会員数は約3分の1に減少しており、この間に青年団員の急激な減少、すなわち青年団への未結集・未組織青年が増加したことがうかがえる。

また、『社会と教育 No. 17 社会教育研究大会資料』（県教委 昭和36年12月）においては、36年6月1日時点での調査の結果として、県青年団員数24,032人（内、男15,759人、女8,273人）と報告されている³⁹⁾。また青年団組織について、「市町村単位団」「地区単位団」「学校区単位団」合計356という数字が報告されている。27年度版『岐阜県の教育』の会員数約13万人という数字と比べ、約5分の1にまで減少している。ただし単位青年団の数に関しては、27年度版の約350とほぼ同数となっている。町村あるいは市の地区・小学校区の範囲で原則的に組織されていた単位青年団については、この時期まで維持されていたものと思われる。しかし団員数については、30年度以降減少のペースは鈍化したものの、減少傾向は依然続いてきたものと思われる。

39年度版『岐阜県の教育』には、36、37、38年度の「青年団の歩み」が報告されている⁴⁰⁾。36、37年度について団員数の記載はないが、38年度については「団員数一八、七九二人」と報告されている。27年度の約13万人と比べると約15%にまで減少している。以降、40年度版『岐阜県の教育』で団員数約18,520人、41年度版で約18,000人、43、44年度版で18,500人（42年度版には団員数の記載がない）と推移しており、この頃ようやく団員数の減少に歯止めがかかったものと推測される。しかし45年度版では14,500人と報告されており、このころから再度団員数の減少が見られている⁴¹⁾。

以上のような団員数の減少という問題と関連して、青年団は、県段階の青年団組織から脱退する郡市段階組織が開始するという新たな問題に直面することになる。39年度版『岐阜県の教育』の「青年団の歩み」には38年度の組織と活動の概要が報告されているが、そこには「郡市青年団の積極的全面的な支持を得て長年の念願あった組織刷新を達成し混乱状態を脱した。」とあり、「二九郡市団のうち二五郡市団加盟」とされている⁴²⁾。翌40年度版では「二九郡市団のうち二三郡市団加盟」とされている。41年度版では、「三〇郡市団のうち二六郡市団加盟」と報告されている。42年度版以降の『岐阜県の教育』には加盟状況の記述がなく明らかではないが、41年度頃には郡市段階組織の脱退問題は一応収まっていたものと思われる。とはいえ、40年前後の時期には数組織が県段階の青年団組織に参加しない状態になっていたのである。

県青年団協議会の構成単位であった郡市段階組織が県段階の組織から脱退するという動きは、既に36年頃から始まっていたものと思われる。36年3月21日付の『岐阜日日新聞』には「県青協から脱退か 中津川青協 天下り式運営に不満」と題する記事が掲載され、次のように報じている⁴³⁾。

「中津川市青年団協議会（団員五百七十八人）は、（中略）団運営の研究総会を開いたが、席上県青年団協議会から脱退しようとの空気が強くなり、近く役員会を開いて正式な態度を決めることになった。脱退の理由としては、県青協が翼下の地域的経済的な面を少しも考えず、天下り式な運営をしている、たとえば、地域的な面に於いては安保闘争の際には安保そのものの批判の浅い年少団員に、まえて安保の認識を深める方法もとらず、一方的な指令を流してきた。さらに地域団の意向や実情を考えず、ただ指令だけで動かす行き方のため、地域団の行

事と重なる場合があり、やむなく地域団の行事を中止することもあった。そして経済的にも市青協の年間予算総額は三万九千円だがこのうち県青協へ登録、負担金などで一万円近くを納めているありさま、これでは十分な地域青年団運営ができないなどの点をあげている。」

政治活動や日常活動などでの県青年団協議会の上意下達的な運営方法への批判、さらには財政負担の重さを理由に、中津川市青年団協議会が脱退を検討しているというのである。

また、『岐阜日日新聞』は、翌37年8月1日付で「加茂連青が県青協へ公開質問状 財政問題など追及 活動内容でも質問状」と題する記事を掲載し、次のように報じている⁴⁴⁾。

「加茂郡連合青年団（団員約九百人）はこのほど県青年団協議会に青年会館の建設資金を中心とした財政問題、第一、第二回理事会および定期大会流会になったことについての責任追及など九項目の公開質問状とマンネリズム化の傾向にある活動内容を批判した四項目の意見書を発送、責任ある回答を要求している。（中略）同団では県青協の回答を待って正式に態度を決めるが、その内容次第で脱退もやむを得ないという強い線を打ちだしている。」

同記事は、中濃ブロックの他の6つの市と郡（美濃加茂市、関市、美濃市、郡上郡、武儀郡、可児郡）の連合青年団にも、加茂郡連合青年団と同様の動きがあるとして、次のように報じている⁴⁵⁾。

「一方中濃ブロックの六連青（中略）は、①団員の年齢を決め、執行部の人事を刷新する②左、右いずれにもかたよらぬ運動方針を確立、政治活動をしない—の要望を県青協に反映、それが受け入れられない時は最終的に態度を決めるが、あくまで六ブロックが同一歩調で進むことを目標にしている。

今度の加茂連青の行動にはついていけないという意見が圧倒的だが、県下の各地で県青協のあり方に不満を持つ連青があるので、今後の成り行きが注目される。」

前年の中津川市青年団協議会の動きを含め、郡市組織の間では県段階組織の執行部人事の停滞とそれに伴う活動や行事のマンネリ化の問題、日本青年団協議会が中心となり29年から進められてきた原水爆禁止運動や35年の安保条約反対運動などにかかわった政治活動をめぐる意見対立、さらには慢性化した財政問題などをめぐり、県段階組織の組織運営に対する不満が次第に高まっており、それが噴出して一部郡市組織の脱退の動きを生み、40年前後には数組織が参加しない状態にまで至ったのである。団員の減少に加え、郡市組織の脱退という問題が生じたことで、岐阜県の青年団は混迷ともいえる状態を迎えることとなった。

3.4 青年団組織再生への動き

こうした状況の中で、県青年団協議会は42年5月28日に開催された大会を「第一回岐阜県青年団協議会定期大会」と位置づけ、青年団運動の再出発を図ろうとした。大会に提出された42年度事業計画においては、「諸活動の中で組織内部の整備強化を図りつつ、自らの体質を変えながら未組織青年の組織化をめざして取り組む」とされており、県青年団協議会が組織内部の混乱を解決し、団員の減少問題に取り組もうとする決意が示されている⁴⁶⁾。他方、青年団運動のOBが青年団活動の支援に乗り出していく。『岐阜日日新聞』の41年8月14日付記事では、「県下青年団のOBの集まり『県青友会』の結成大会」が約60人を集めて13日に開催されたことが報じられている⁴⁷⁾。さらに、同年11月22日付記事は、岐阜市において8月28日に「元市連青委員長二三人による“市青年団OB会”」が発足し、その呼びかけで各小学校区で支部結成の動きが進んでいることを報じている⁴⁸⁾。同記事は、「この青年団OB会は、会員の親睦を深めるだけでなく、研修活動を行って現役青年団を積極的にバックアップし、停滞気味の青年団活動を盛り上げていこうというものだけに、（中略）各方面から期待が寄せられている。」として、OB会が混迷する青年団を支援しようとするものであったとしている。

また、42年3月5日の岐阜県青少年育成県民会議の結成を契機に、県下各地で高まりつつあった青少年健全育成運動の中で、青年団への全員加入運動を進める町村が現れる。山県郡美山町（現山県市）では⁴⁹⁾、42年8月30日に結成された青少年育成町民会議において、運動目標として「(イ) 在町青年の団体加入を促進する。(ロ) 青少年団体の養成に力を入れる。(ハ) 青少年施設の拡充を図る。(ニ) スポーツ・健全娯楽・青少年行事を奨励する。」などが決められ、「昭和四二年度美山町の青少年育成運動の目標を、該当年齢の青年をして全員青年団に加入する運動を推進することにした。」という。団員の減少により崩壊の危機に直面する青年団に対し、青少年健全育成運動の一環として、青年団への全員加入運動が進められたのである。さらに、この青少年健全育

成運動の具体的事業として、県青少年育成県民会議を中心に体育の部と芸能文化の部からなる「第一回岐阜県青年祭」が42年9月9、10日に開催される。この青年祭は、40年9月4、5日に県青年団協議会も参加して第1回が開催された「岐阜県青年大会」が発展したものであったが、42年度から開催されることになった「岐阜県青年祭」は、県青少年育成県民会議の運営委員会で開催が決められている⁵⁰⁾。

こうして、県青少年育成県民会議及び青少年育成市町村民会議による青少年健全育成運動が、低迷する青年団組織の立て直しと文化スポーツ活動の場を提供する「青年祭」の開催に動き出したものの、地域青年団の全県組織である県青年団協議会の衰退は止まらなかった。42年12月1日に「岐阜県各種青年団体連絡協議会」が結成されたことが、『岐阜日日新聞』の12月2日付記事で次のように報じられている⁵¹⁾。

「県下には地域ごとにつくられている青年団、職場でのサークル、仕事や趣味を通じての組織など各種の青年団体がある。しかし従来はそれぞれがバラバラに活動し、ほとんど横の連絡がなかった。しかし昨年度来、青少年の健全育成が全県的な世論になり、積極的な活動が展開されるようになって、自分たちの問題として青年が全県的に手を取り合い、この運動に参加しようという機運が盛り上がってきた。

すでにさきごろはじめて試みられた県青年祭で、こうした機運ができており、このほど県段階で組織している十団体(会員四万二千六百二十人)が加盟して連絡協議会結成にこぎつけた。」

この県各種青年団体連絡協議会には県青年団協議会及び青年団OB組織である県青友会が参加していたが、『岐阜日日新聞』によれば、会長には県農協青年部協議会会長、副会長には友愛青年同志会県支部長と県4Hクラブ連絡協議会会長が選出されており、青年団関係者は選出されていない⁵²⁾。各種のボランティア・アソシエーション(自発的結社)型の青年団体の組織化が進む中、地縁型の青年団体としての青年団が衰退し、その地位を低下させていたことを示しているといえよう。

4. 小括

以上、岐阜県内において、戦後初期から昭和40年代にかけて、青年団の再編・組織化の進展と形骸化・解体化の傾向が顕著になってきた状況を概観した。

そこへの参加・所属に個人の自発性や自主性・能動性が働きにくい、換言すれば、受け身的な形で参加・所属することになりがちな青年団のような地域組織・年齢集団が、本来個々の自発性や自主性・能動性を基本とする社会教育の活動・実践の場としてふさわしいのかどうかという疑問は、今日まで残っている。人と人とが興味・関心や問題・課題意識を共有し、それを共同して追究したり解決したりしようとする限りで結びついている、グループ・サークル・クラブやボランティア団体・市民活動団体・NPO等といわれる、特定の機能遂行を目的として結成された集団・団体、言い換えればボランティア・アソシエーション(自発的結社)こそが、社会教育の自発的な学習の場としてはふさわしいのではないかとも考えられる。現に、岐阜県内においても、これまで見てきたように、各種のボランティア・アソシエーション(自発的結社)型の青年団体の組織化が進む中、地縁型の青年団体としての青年団が衰退し、その地位を低下させていた。

このような問題は、今日的に見れば、平成17年に出された国民生活審議会総合企画部会報告「コミュニティ再興と市民活動」の中で、エリア型コミュニティとテーマ型コミュニティの対立の問題として、そして今日においてコミュニティを再興するためには、両者を融合・止揚した多元参加型コミュニティの形成が必要であるという形で、すでに論じられている。もっといえば、高度経済成長終焉期に盛んに論じられた新しいコミュニティ形成をめぐる議論の中でも論じられていた問題であり、ぐるみ・網羅的に構成された地域組織・年齢集団と、自発的に結成されるボランティア・アソシエーション(自発的結社)の対立及び融合の必要性の問題は、昔から指摘され続けてきたにもかかわらず、今日まで解決されなかった、古くて新しい難問なのだといえる。

社会教育の担い手をどちらに期待するのか、そして新しいコミュニティの主役はどちらなのか。管理と競争の強まる社会において、青年のみならず各世代の孤立や疎外が指摘され、人びとのネットワークの形成や青年の社会参画への期待は改めて高まっている。そのような中、集団活動における仲間との共感や自己成長を促し、多くの青年を繋いできた青年団の意義は大きいと言われる⁵³⁾。しかしながら他方で、青年団をはじめとする地域組織・年齢集団の形骸化・解体化の傾向

が顕著になっている今日、参加・所属に個人の自発性あるいは主体性・能動性が働く余地の乏しい青年団のような地域組織・年齢集団が、個人の自主性を基本とする社会教育の場としてそもそも適しているかどうかについては、実践の地平から広い議論を積み重ねる中で問い続けていかななくてはならない。

特定のテーマのもとに共通の問題意識をもつ人びとが地理的な境界にとらわれず集まって、ゆるやかな共同の中で活動を進めるボランティア・アソシエーション（自発的結社）は、旧来の地域組織・年齢集団では対応が困難であった専門的課題・広域的課題にも対応することが可能である。特定範囲内に限定され保守的・閉鎖的であるとされる旧来の地域組織・年齢集団のあり方を、ゆるやかな共同の中にありながら共有された問題意識に支えられ、専門的課題・広域的課題にも対応可能なボランティア・アソシエーション（自発的結社）が大きく変える可能性をもっているともいえる。そうであるならば、ボランティア・アソシエーション（自発的結社）の創造による地域組織・年齢集団の再活性化という志向性、すなわち、ボランティア・アソシエーション（自発的結社）の創造を梃子にした地域組織・年齢集団の再編成の方向性が、現実的であるといえるだろう。つまり、旧来の地域組織・年齢集団の構成員を中核としつつも、「地域・まちづくり」や「福祉」、「子育て」、「環境保全」、「地域文化の伝承」、「まちの美化」等を新しい活動目的（テーマ・ミッション）として掲げる組織に再編していくという方向である。青年団をはじめとする地域組織・年齢集団が時代の動きと人びとの新たな要求に呼応した組織形態や活動内容を再検討していくことが求められているのである。

（注）

- 1) 地方改良運動・自治民育とは、国家の根底を堅くするために、町村行政当局及び住民が一体となって、課せられた「義務」としての「自治」の精神を奮い起こし、政治・経済・教育・生活等あらゆる側面から町村の体制を再編・強化する官製の村づくり運動であり、「国家のために」、「国家に依存しない」、「自力更生の自治」を進めるものである。佐藤三三「農村経済更正運動の社会教育的構造」（『弘前大学教育学部紀要』第43号、1980年）等を参照。
- 2) 「蛭川村青年団規約」（昭和21年1月15日）。
- 3) 阿曾布村野首地区青年団「励友会 活動記録」。
- 4) 昭和23年度版『岐阜県の教育』岐阜県教育委員会、p.18。
- 5) 同前、p.19
- 6) 以上、昭和23年度版『岐阜県の教育』、p.22。
- 7) 以上、同前、p.23。
- 8) 以上、各年度『岐阜県の教育』を参照。
- 9) 郡市段階の青年団組織の幹部が発行する『岐阜青年新報』第12号（22年5月1日刊）。
- 10) 連載記事「民主主義講座 民主的団体の在り方 連合国軍総司令部民間情報教育局」（『岐阜青年新報』22年3月1日刊の第8号から同年5月15日刊の第13号までの6回にわたり掲載）。
- 11) 同前、連載記事。
- 12) 昭和22年4月分の岐阜軍政部「岐阜軍政部月例活動報告」（Monthly Report：軍政部の活動を示す一次資料）。正式には、“Monthly Military Government Activities Report”と称し、岐阜軍政部に関しては、CAS Records Box No.2495に収められている。
- 13) 岐阜県社会教育協会発行『月刊 岐阜県の社会教育』第5号（昭和23年1月）。
- 14) 「岐阜県青年連絡協議会 定例会議 記録」（昭和23年4月17日 於：高山市）。
- 15) 「東海北陸軍政部主催 青少年団体指導者講習会 記録」（昭和23年5月17日）。
- 16) 同前。
- 17) 岐阜県教育部社会教育課青少年教育担当者の日誌より。筆者は、当時岐阜県教育部社会教育課において青少年教育を担当していた志知正義氏が私的につけていた日誌を、本人から譲り受けた。
- 18) 同前。
- 19) 昭和23年度版『岐阜県の教育』、p.31。
- 20) 前掲、青少年教育担当者の日誌より。
- 21) 岐阜県教育委員会発行「青少年教育指導者資料 昭和二三年度 岐阜県研究青年団の実態」（昭和24年4月）。
- 22) 昭和24年度版『岐阜県の教育』、p.32、昭和25年度版『岐阜県の教育』、p.19。
- 23) 前掲、青少年教育担当者の日誌より。

-
- 24) 以下、昭和 23 年度版『岐阜県の教育』、p. 37。
 - 25) 前掲、青少年教育担当者の日誌より。
 - 26) 以下、昭和 24 年度版以降各年度版『岐阜県の教育』を参照。
 - 27) 昭和 23 年度版『岐阜県の教育』、p. 37。
 - 28) 昭和 26～29 年度版『岐阜県の教育』を参照。
 - 29) 以下、29 年 11 月に発行された『岐阜県教育委員会月報 第六八号 社会教育特集』。
 - 30) 昭和 31 年度版『社会教育計画 岐阜県教育委員会』。
 - 31) 同前。
 - 32) 青年団協議会「昭和三十年運動方針案」。
 - 33) 同前。
 - 34) 同前。
 - 35) 同前。
 - 36) 岐阜県教育委員会『社会教育十年の歩み』（昭和 34 年 11 月）、p. 37。
 - 37) 「昭和 36 年度 高根村青年団活動の記録」（昭和 37 年 4 月）。
 - 38) 昭和 27 年度版『岐阜県の教育』、p. 23、昭和 30 年度版『岐阜県の教育』、p. 22。
 - 39) 岐阜県教育委員会『社会と教育 No. 17 社会教育研究大会資料』（昭和 36 年 12 月）。
 - 40) 昭和 39 年度版『岐阜県の教育』、pp. 16～19。
 - 41) 昭和 40～45 年度版『岐阜県の教育』を参照。
 - 42) 昭和 39 年度版『岐阜県の教育』、p. 17。
 - 43) 「県青協から脱退か 中津川青協 天下り式運営に不満」、『岐阜日日新聞』昭和 36 年 3 月 21 日付記事。
 - 44) 「加茂連青が県青協へ公開質問状 財政問題など追及 活動内容でも質問状」、『岐阜日日新聞』昭和 37 年 8 月 1 日付記事。
 - 45) 同前。
 - 46) 「昭和 42 年度 岐阜県青年団協議会 事業計画」。
 - 47) 『岐阜日日新聞』昭和 41 年 8 月 14 日付記事。
 - 48) 『岐阜日日新聞』昭和 41 年 11 月 22 日付記事。
 - 49) 「美山町青少年育成町民会議運営目標」（昭和 42 年度）。
 - 50) 「第一回青年祭 開催要項」岐阜県青少年育成県民会議（昭和 42 年 9 月 9、10 日）、及び、『岐阜日日新聞』昭和 42 年 8 月 27 日付記事。
 - 51) 『岐阜日日新聞』昭和 42 年 12 月 2 日付記事。
 - 52) 同前。
 - 53) 例えば、社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』（朝倉書店、2012 年）、p. 357（佛木完執筆）を参照。

岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1 番地 1）